

平成 25 年度第 1 回家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会

議事要旨（案）

1．開催概要

日 時：平成 25 年 7 月 1 日(月) 13 時～16 時

場 所：JA ビル 301(東京都千代田区大手町1-3-1)

出席者：(敬称略)

委 員：下田委員長、遠藤委員、金谷委員、辰巳委員、鶴崎委員、富田委員、本藤委員、森口委員

環境省：和田課長、増田課長補佐、佐竹係長、中村(地球温暖化対策課)

事務局：菊井、川原、松本、中垣(地球温暖化防止全国ネット)、内藤、山田、タン(エックス都市研究所)

欠 席：大久保委員

2．議事要旨

- (1) 家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会の設置要綱について
- (2) 検討会における検討事項について
- (3) 平成 25 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業について
- (4) 平成 26 年度以降の制度運営体制について
- (5) その他

3．議事内容

挨拶

和田課長：環境省は、民生家庭部門の温暖化対策に力を入れていきたいと考えている。昨今の状況から言うと、民生部門においては 1990 年比で増加率が非常に大きい状況である。家庭エコ診断制度は、民生家庭部門の対策におけるエースパターンとなる可能性がある。

基盤整備事業としての最終年にあたり、次年度の自立を図るように進化をとげるために非常に重要な年である。自治体の自主事業を含む地域に根ざした診断を 6 月より開始した。また、民間事業者 18 社による試行実施も 7 月 1 日より受診者の募集を開始した。

以前より家庭部門の ESCO 的な対策は実施が難しいのではないかと指摘はあったが、家庭エコ診断制度をうまく制度設計することでうまく実施できるのではないかと考えている。

来年度は温暖化対策税の税率があがる。次年度において、温暖化税を有効的に活用するために本事業をモデル事業として環境省より実施できたらと考えている。

本日の検討会では、忌憚のない専門的な立場からのご意見をお願いしたい。

議事

- (1) 家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会の設置要綱について

事務局：資料2の説明。

これまでの経緯を踏まえて、本年度も引き続き下田委員に委員長をお願いしたい。

下田委員長：承知した。

(2) 検討会における検討事項について

(3) 平成25年度家庭エコ診断推進基盤整備事業について

事務局：資料3-1の説明。

下田委員長：制度の名称は家庭エコ診断制度で決定なのか確認したい。

増田課長補佐：現段階で確定ではない。制度の名称の決定方法については、資料4で改めて説明させていただきたい。

下田委員長：はじめに資料3-1では、平成24年度事業までに議論してきたことの確認となっている。2020年までに400万世帯という目標に対して、2013年は1万5千世帯に対して診断を実施予定である。今後、制度をどう広げていくか、また実績についてどうアピールしていくことが重要だと考える。

制度の普及について森口先生からご意見があれば伺いたい。

森口委員：家庭における省エネの取り組みをどのような観点で普及させていけば良いかについて意見を言わせていただきたい。先ほどの委員長のご質問にあった名称にも関連するが、環境のために良いから普及するということが良いのかということである。環境省の事業であることも十分理解できるが、調査研究ベースの状況を見ていくと、省エネポテンシャルの高い層が必ずしも環境に熱心な層であるとは限らないようである。逆に、無関心な層や環境問題に反発を覚える方にこそ削減ポテンシャルが高い可能性があるように思える。現状の家庭エコ診断の展開においては、これらの層に食い込めていないのではないかと。これらの層に対する戦略を考えないとなかなか大量普及には結びつかないのではないだろうか。意識を行動に結びつけるという点では考え方を考えることも検討してはどうか。震災以降、省エネや電気代の低減そのものに対する関心はあることから、これらをきっかけとして結果的に温暖化に結び付けていけば良いという考え方もあるのではないかと。

下田委員長：森口委員の意見は重要であると思われる。資料3-1のp4の図にも少し記載があるが、診断以外のメリットについては、これまであまり出てきていない。この制度の展開を考えていく上では、一つの職能あるいはビジネスを広げていこうとしていることであるので、診断以外の部分の色々な効果やサービスを検討していく必要があると感じている。

辰巳委員：普及の点で気になっている点がある。それは、家庭に来てもらうと言うイメージが非常に強く、実際に診断の日に自宅にいななければならないなどのハードルについて、これまで検討したことはあったか。環境に良いから、より詳しい診断ができるからという考え方がかえって阻害要因となっているのではないだろうか。

増田課長補佐：先の森口委員からのご意見に対しては、第一分科会でもご議論頂いているところであるが、環境の観点以外からの受診のきっかけ作りを普及戦略の中で例えば、ライフステージの流れを意識しながら議論していただいているところである。また、辰巳委員からのご指摘に関しては、受診者の自宅を訪問する訪問診断のみではなく、診断事務局の窓口で行う診断や、イベント会

場のブースで行う診断など、幾つかの診断形態を用意して実施させていただいているところである。

本藤委員：この事業は結果を求めているのか、プロセスを求めているのか、いずれか。具体的には、家庭での CO2 削減が達成できれば方法論は何でも良いのか、あるいは、長い目で見て、家庭での省エネや省 CO2 の考え方をしっかりと定着させて、そのあとで CO2 削減の目標が達成できればよいのかいずれであるか。もし、割りきって前者であれば、環境を前面に出さずに、経済効果等を前面に出した方が普及の確立は高いと考えられるが、どちらを重視しているのか環境省の考えを伺いたい。

増田課長補佐：両方であると考えている。温暖化対策の観点からは、中長期的なスパンで物事を考えていかなければならない。したがって、家庭の方々に対しても 30 年～50 年といったスパンで物事を考えていただいて、その上で二酸化炭素を減らしていただくとすることが重要であると考える。一方で、今月の電気代、来月の電気代といった目の前の成果・効果も非常に重要なモチベーションになってくると考えられることから、両方のことが重要であると認識している。

事務局：資料 3-3 の説明。(都合により、第二分科会に関する説明を先行)

遠藤委員：診断結果は個人情報を含むことから、これらを削除した形式で情報が提供されるとあった。これに関して地方自治体としては、県全体もさることながら、市町村レベルでの分析をして、地域の特性に応じた指導をしていきたいと考えていることから、これらの分析に必要な最小限の情報も付加した形で提供してもらいたい。実際に、うちエコ診断の生データは非常に参考になる情報であり、家庭における生活スタイルは市街地・郊外で変わってくる。個人名や番地レベルの情報は必要ではなく、市町村名の情報であれば、個人情報保護規程に抵触しないのではないかと考えるがいかがか。

事務局：次年度からの制度の中では、診断実施機関ごとに実施した診断結果を管理いただくこととなることから、診断実施機関ごとに個人情報規程に抵触しない範囲で取りまとめて頂けるものと想定している。なお、うちエコ診断における結果情報では、都道府県はコード化されているものの、区市以下の住所はテキスト欄で文字数制限を掛けていないことから、郵便番号などのコード化された集計キー等を利用することが望ましいと考えている。

辰巳委員：他の資格との連携とあるが、どのような連携を考えているか。また、どのような資格を想定しているか。

増田課長補佐：家庭エコ診断では、既に運用されている制度、これから整備される制度等を含めて、家庭向けの様々なサービスを想定している。例えば、建築関連の制度では、暮らしの省エネマイスター検定事務局等と連携を始めている。その意味で、診断員としては 3 つにレベル分けをして、一番上の級については、他の連携を認めた資格を保持していることを条件に申請をすることにより、その資格を付与することを想定している。これらのことについては、第二分科会で検討していくことになる。

下田委員長：資格というときに、どういう能力を資格として認定するのかを明らかにしておく必要がある。資料 3-3 の p5 では、一次試験、二次試験の試験科目的な記載があるが、資格取得の際には、

温暖化防止の総論的なところや家庭エコ診断制度に対する理解を深めていただいて、その上で診断スキルを問うようになっていけばよいのではないかと。その意味でテキストのようなものがあればこれらへの理解も深めていただけるようになるのではないかと。

増田課長補佐：ご指摘のとおりかと思われます。診断のスキルのみを等ではなく、受診者からの問いかけに可能な限りお答えし、診断員が答えられない場合でも事務局から回答を返せるような制度として行きたいと考えている。

平成 24 年度の第一次試行試験では、温暖化に関する一般的な知識、家庭での対策に課する知識、うちエコ診断に関する知識の 3 部構成とし、 に関しては、参考図書を紹介を行い、 に関してはテキスト及び動画を作成して受験者に配布した。今年度も同様の形式を考えている。

下田委員長：試験問題やテキストについては第二分科会で検討されたものか。

本藤委員：第二分科会ではなく問題作成 WG を第二分科会の下に設置して作成し、第二分科会で承認した。今年度は、第二分科会が開催されていないので、今年度についてはこれから検討予定である。

下田委員長：検討会の場においても、このような議論をする上で、一度見ておいた方が良いと思われるので、事務局で準備頂きたい。

事務局：次回の検討会で参考資料として準備したい。

森口委員：3 点お伺いしたい。一番目は、資料 3-3 の p4 で、 の診断員等のレベルの確保について、継続的に診断レベルの質を改善するとあるが、技術のシンポや社会情勢の変化などに対応するために自動車の免許更新に類する更新研修の様なものをお考えかどうか。二番目は、診断員数として 1,000 人から 10,000 人とあるが、これくらいの規模になると質の担保が重要になってくる。特に訪問診断の場合には、信頼性や倫理的にも重要度が増してくると思われるが、これらを担保する方策をどのようにお考えか。三番目には、公的資格とはどのようなものか、生活の中に入ってくる診断員の資格を公的資格として何を保証しようとしているのか、これら 3 点についてお伺いしたい。また、この制度のベネフィットとビジネスリスクをどうお考えか伺いたい。

増田課長補佐：一番目のうちエコ診断員の資格については、一度取得すれば終わりという訳ではない。基本的には更新研修により、新しい技術の認識や倫理規程の徹底を図っていくこととしている。また、二番目と三番目には少し関連するが、質の担保という点に関して、環境省の保有するうちエコ診断ソフトを活用して中立的に診断を実施することを義務づけている。これに違反した場合には、診断員の認定取り消しといった規程も用意している。さらに、これらの診断員を管理して、中立的な診断の運用が出来る診断実施機関を認定していくことを考えている。これらについては、環境省でガイドラインを作成して、これに基づく運用を義務付ける予定としている。これらのことをもって、公的としている。

富田委員：資料 3-1 の診断実施の方法や資料 3-3 の中で他の資格との連携という点でお伺いしたい。例えば、今年度や来年度以降の運用を想定した時、民間会社が販売促進のために家庭への診断事業を始めようとした場合、同じような名前を使って販売促進事業を開始することも考えられる。このような場合、今年度事業の形態 2 に準拠しているのか、準拠せずに家庭エコ診断事業と称

して実施しているのか、この場合、家庭エコ診断（仮）の名称使用の不可をだれが判断するのか等はどこで決めるのか伺いたい。

また、第二分科会の話かも知れないが、60分診断と30分診断に関係するところでは、同じ受診者に対して60分診断と30分診断の両方をやってみるのはどうか。受診者がどんな差を感じるのかを見なければ、この方が直接できではないか。

増田課長補佐：まず1点目の民間企業における診断事業に関しては、前述のガイドラインの中に、家庭エコ診断の実施要件を記載し、あわせて名称やロゴの使用の方法についても規定していく予定である。したがって、ガイドラインに基づき制度を運用する事業者がウォッチし、制度内で設置される運営委員会（仮称）において判定を求めることになってくる。なお、今年度に関しては、2つの民間事業者が独自ソフトを使用して家庭エコ診断として診断を実施しているので、これらの違いについて比較していきたい。また、2点目の点は今後検討していきたい。

鶴崎委員：資料3-3の継続診断については、継続的な受診を望む世帯への対応として是非続けていただきたいと考えます。診断を実施して、3ヶ月後、1年後、2年後にどのような変化していったかをフィードバックすることは事業として重要な要素だと考える。もし、この時、CO₂の排出量削減や光熱費などに有意義な成果が上がっていれば、事業の普及啓発においても重要な情報になると考えられる。実施の方法に関しては、提案いただいた3つの方法に対して、段階的に進めていただければと考えます。

増田課長補佐：まずは、継続性を持って受診したいかどうかも含めて調査する必要があると考えている。

事務局：今年度、4つの地域事務局（秋田県、群馬県、大阪府、鹿児島県）において試行的に実施している。進捗も含めて、今後の検討会で報告させていただく。

辰巳委員：民間試行については、今年度16社の民間企業により実施しているが、今後、このような民間企業に実施頂くときに、参加要件の様なものはあるのか、また、安心できる民間企業を選定できるのか伺いたい。

増田課長補佐：今年度は実施計画を公募し、第一分科会で審議いただいた。平成26年度以降においてこのような審議いただく場を設けるかどうかについてはガイドラインに取りまとめさせていただき、このガイドラインにより実施していきたいと考えている。消費者に対するリスクをどう回避するかを制度としてどのように盛り込むが考えているところである。基本的な流れとしてはうちエコ診断までは中立的に診断いただき、受診者の要望に応じて対策実施支援を実施していただく流れは変わらないと考えている。あとは手続きとして、これらをどのように規定していくかと思われる。

下田委員長：つまり、ガイドラインに沿って運用をしていくことを誓約していただくということか。

増田課長補佐：その通りである。その上で、その誓約を破った機関に対して、どのような対応をしていくかもあらかじめ規定し置いた上で、ガイドラインに沿って手続きを進めることになる。

下田委員長：罰則規定に関しては、しっかりと定める必要がある。また、資格試験の問題に関して、このようなコンプライアンスについての問いも入ってくるのか確認したい。

増田課長補佐：ご指摘のコンプライアンスに関する問題についても出題する予定である。

本藤委員：事業計画の根幹もしくは妥当性に関わる場所であるので、少し幅広に2点ほどコメントさせていただきたい。1点目は、昨年度の検討会あるいは分科会において複数の委員からご提案

もしくはご意見があったと記憶している3分版あるいは5分版といわれるツールを作る予定はあるのかどうか。これは、本日の冒頭に申し上げたとおり、環境を全面に出さないもしくは環境に興味がない方に対する診断としては30分間の診断でさえ長いと思われるので、3分版あるいは5分版のツールでまず目を引くことが必要であると思われる。2点目として、うちエコ診断員の育成に関わってくるところだが、応募してくる受験者も環境に興味のある方が多いと思われる。加えて、試験時のテキストに関しても環境に特化したものであるとするならば、制度自体が環境の重心を置いた制度にならざるを得ない。したがって、環境省から冒頭の質問に足してご回答のあったように両面を目指した事業を構築するのであれば、診断員養成の最初の段階であるテキストの作成からこれらを反映させておく必要がある。したがって、本当に環境に興味がない人々に対して、うちエコ診断を展開してくるのであれば、根本から劇的に変えないといけなと思うが、今回の資料ではそのように見えなかったので、環境重視で行かれるのかと思い、冒頭の質問をさせていただいた。

増田課長補佐：1点目のご指摘のツールに関しては、昨年度のいいからご指摘を受けて、数分間で実施できるデモンストレーションツールを作る予定である。このツールの使い方としては、イベントでの呼び水的な使い方をして、うちエコ診断を知っていただき、場合によっては、本診断を受診いただくきっかけとするような使い方を想定している。2点目のご指摘であるが、環境以外の視点・観点を診断員の育成の過程から入れておくべきであるというご意見と理解しました。その点からすると、例えば、民間企業における診断員の育成においては、環境の観点に加えて、民間企業独自の視点から、色々な質問が出てきており、幾分ご指摘に近い養成研修となっていると感じられます。一方で、自治体主導や協議会形式による診断員の養成においては、ご指摘のように環境に重心を置いたような研修となっていると思われることから、このあたりのへの対応について第二分科会でご議論をさせていただきたいと考えます。

金谷委員：ご説明のデモンストレーションツールは診断を受けたいくなるようなツールであるべきであろう。具体的には、光熱費削減の可能性を示せるものである。つまり、環境に興味が無くても、光熱費を削減したいというニーズは強いと思われることから、このようなニーズに応えるツールである必要がある。普及啓発という意味からは、大きな期待ができると思われる。

事務局：ツールについては、例えば、生命保険の見積もりサービスの様に幾つかの条件を入力して、保険料とサービスの内容が示されるようなサイトのイメージである。3つくらいの指標の入力により、CO2削減量、光熱費の節約金額、節約電力量等がグラフで示されるイメージである。

本藤委員：デモンストレーションツールを作成することは分かった。その上で、このツールをどこで誰が使うかの想定はどのようにされているのか。

増田課長補佐：その点につきましては、第一分科会で普及啓発の一環として捉えていることから、資料3-2(第一分科会からの報告)で説明させていただく予定である。

富田委員：2点ある。1点目は30分診断についてあるが、簡易アンケートを使った場合にはWEBに乗せることもできるのではないかと考えている。対面による診断ではなく、パソコン相手に実施することができればハードルが低くなると思われる。2点目であるが、診断を受けていただくのにハードルがある上、事後調査に関してはさらなるハードルがあると思われる。このような場合には、何らかのインセンティブがないと受診者だけでなく、診断を実施する側、すなわち、

民間事業者の方も実施が困難になってくるのではないかとと思われるがいかがか。

下田委員長：だいぶ普及戦略の話にもなっているので、ここで一旦、第一分科会の報告を聞きたい。

事務局：資料 3-2 の報告（普及啓発、民間試行の報告）

下田委員長：金谷座長（第一分科会座長）からの補足があればお願いしたい。

金谷委員：基本的なスタンスとして、昨年度まである程度の普及戦略を立てつつここまで進めてきたが、ここで一旦、これまでの事業を振り返りながら、うちエコ診断に関するニーズ調査などを行いながら、普及戦略を練り直しているところである。その中でも、夏に向けたワンポイントアドバイスツールづくりや調査結果を待たずに実施しなければならないものもあると認識している。当然のこのツールやこれらの対策も、見直中の普及戦略に位置づけられるものである。全国紙連合との連携や、うちエコ診断の紹介動画の作成なども全て、普及戦略に位置づけられる。前回の第一分科会での重要な役割の一つに、民間企業の採択があるが、これについても業種や実施計画を普及戦略と照らし合わせながらバランスを考えて募集～採択を実施したところである。そのような民間募集のなかでは、今年新たな枠組みとして、診断の実施はできないが、受診者募集や対策支援を得意とする民間企業を募集する参加形態 3 のカテゴリを新設して募集したところである。

特に注目しているところは、住宅性能評価の観点から今年から省エネ法の基準が改正されたところであるが、これらはエネルギーパスを含めた住宅の価値をしっかりと評価していくというものである。一方で、昨年度の JBN の報告にもあるように、同じ性能の住宅に住んでいても住まい方次第で倍近くのエネルギー使用量の差が出てくることが報告された。うちエコ診断はこれらの住宅性能と住まい方の両方をつないでいることから、国の政策の一步先を進んでいるともいえる。したがって、この今年度の試行においては、今後の国の政策にも影響を及ぼせるものをアウトプットしていけたらと考えている。

下田委員長：それでは、委員の皆様のご意見を伺いたい。

遠藤委員：資料 3-2 の p10 の来年度以降の戦略ロードマップにおいて、結果を求めるのか、プロセスを大事にするのかといった観点に加えて、制度の自立化というキーワードもあったかと思う。民間企業においては、参加形態 1 や参加形態 2 は機器の販売を前提として自立化に向けた事業展開が行われていると思われる。一方、地域における診断に関しては、例えば、兵庫の診断でアンケートを取ると、拡張サービスまでの希望を聞くと 1 割くらいのニーズしかない状況にある。当然のことながら、自治体主導型では中立性を期待して応募されると思われることから、このような結果になるものと思われる。しかしながら、財源という観点からは、民間企業からの収入を頼りにできないということになり、地方での事業の自立化には大きな課題が残るところである。そういった意味で、地方での実施において、自立化を目指すのか、受診者数を確保しようとするのか、どちらを優先させるのかを伺いたい。受診者の確保を目指すのであれば、これまでの様な何らかの財政的手当が必要かと思われる。

増田課長補佐：ビジネスとしての拡張サービスのニーズがどのくらいあるのかについては、第一分科会の普及戦略の調査の中で把握していくとともに、診断試行に参加頂いている民間企業の方々と診断を通してまとめて行ければと考えている。また、平成 26 年度以降のスキームとしては、やは

り自立化を進めていくべきと考えている。ただし、自立化を進めるとしても、一定程度の費用は掛かるものと考えており、例えば、うちエコ診断ソフトの改良や実施支援システムの運用費用などは固定費として診断件数に依らずとも必要になってくると考えている。

一方で、診断件数や実施機関数などは、ある程度の変動費として取りまとめて、全体的に想定される運用費用を推計したのち、どの部分が自立化に係る費用で、どの部分が国として支援していく必要があるのかを見ていきたいと考えている。今すぐに予算の話はできないが、方向性としてこのような感触を持っている。今後はこれらのことを踏まえてガイドラインとしてまとめていければと考えている。

金谷委員：拡張サービスの実施率を上げていくためにはタイミングを考える必要があり、住み替えやリフォームの時以外に環境のみに配慮して実施しようとは思わないと考えられる。その意味では、ライフステージを考慮したタイミングの良い時に診断の機会に出会えるようにする必要がある。さらに、このようなタイミングに、資金的な支援を受けられればより一層の実施が可能になると考えられる。したがって、診断に直接関係のある民間企業だけでなく、対策実施に間接的に支援を受けられるような政府系金融機関などとの連携もあるのではないかと。参加形態に金融機関なども考えられるのではないかと。検討の余地はあると思われる。

辰巳委員：やはり民間企業による実施は重要なポイントになると思われる。診断をして拡張サービスに移行するのが難しいのではないかと。例えば、受診者がある目的を持って民間企業に出かけていく場合には大きな問題にはならないと思うが、意図しない場合に、拡張サービスの話をされるとトラブルになると考えられる。したがって、リフォーム業者に来ている場面でうちエコ診断をするのは問題なく、逆に、お客様すなわち受診者にとっても良い情報となるのではないかと。そう考えると、実施の場所も、住宅展示場とか良いのではないかと。

増田課長補佐：ご指摘のように、ライフステージの転換期は重要なポイントになると考えられる。このような転換期の世帯に如何にリーチできるかが重要と考え、第一分科会でも住宅展示場や結婚式場などのいくつかの場面や機会を検討させていただいている。

富田委員：TASK-1 や TASK-2 は誰が検討するのか、また、参加形態 3 にはどれくらい応募があるのか伺いたい。

増田課長補佐：TASK-1 や TASK-2 に関しては事務局の方で基本的には考えさせていただき、第一分科会でご議論をいただくことを想定している。また、参加形態 3 については、保険会社や工務店系等から数社の協力申請が上がっている。

鶴崎委員：先ほどの説明でも議論があったが、ワンポイントアドバイスツールにより Web 上で参加できるという手法は多くの機会を与えるという観点から重要なことかと考える。また、継続診断も対策実施の検証と診断の実行性の観点から需要であると思われる。加えて、資料 3-1 の p8 にあるような他の制度との連携、すなわち、太陽光発電施設の設置補助申請時や耐震診断時に連携することは非常に面白い。このような方策については主に自治体で考えられているが、民間企業との連携も可能ではないかと考えられる。このあたりの状況に関して補足いただければと思うがいかがか。

増田課長補佐：耐震診断については民間企業との連携もあると考えている。今年度の事例を収集をし、取りまとめた後、分科会、検討会でご報告させていただく。

遠藤委員：普及戦略に関するご紹介となるが、兵庫県独自で過去の兵庫県のうちエコ診断のデータを使って、投資の金額も含めて分析した結果がある。これによれば、機器の設置や買換えの投資金額であるが、総額で1億4000万となった。太陽光発電に関するものは単価的に高くなり180件ほどの導入があった。平均的には80万弱の経済的な効果が出てきた。成長戦略の流れでも評価方法の一つのうちエコ診断が位置付けられればと考えている。

その他、面白いデータとして、幾らぐらいなら投資ができるかというアンケートでは19人中10名が10万まで考えている。少ないサンプルではあるが、何らかの投資意欲にはつながっていると分析している。このようなことから、環境面だけでなく経済的なメリットあると思われるので、国の予算取りの根拠としていただきたいと考える。

(4) 平成26年度以降の制度運営体制について

増田課長補佐：資料4の説明。

下田委員長：

金谷委員：確認であるが、ガイドラインを出すのは環境省ということでよいか。あまたある資格の中で環境省のガイドラインに従っているというのは重要なことである。この場合、クレームがあった場合は、指導があって、命令があって、最後は大臣が停止又は取り消しを命じるような制度になることも考えられる。このようなことをあらかじめ公表しておけば、企業の中でも一度問題を起こせば大変なことになるということがあるという意識が働くことから予防にもなると考えられる。

増田課長補佐：診断員の方々による問題のリスクヘッジにも同じことが言えると思われる。このあたりには関しては、ガイドラインに記載する予定である。

富田委員：名称についてはどうなっているか。

増田課長補佐：ガイドライン案の提示と同時に名称も募集を考えている。

富田委員：名称については、商標登録もしておいた方がいいと思う。家庭エコ診断、うちエコ診断、うちエコ診断員、相談員などの関係する名称はすべて登録しておく方がよいと思う。

また、制度運用をしていくときに制度の運営事業者も自立化していくべきだと思うが、運営事業者の収入源はどのように考えられているか。

増田課長補佐：検定試験での収入があると思う。家庭エコ診断ソフトをアップデートしていく予算については別途考えたいと考えている。

富田委員：運営事業者の収入手段も考えていくべきだと思う。

本藤委員：1点目は、運営についての事業収支については、その把握を重点的にやっていただきたい。2点目については、ガイドラインの作成は重要であるが、その中で30分診断をやるかやらないかということ、つまり、参加形態1の企業については、60分で診断をやるかといったように診断時間を規定しているのか伺いたい。

増田課長補佐：今年度に関してはうちエコ診断の実施要綱の中に、うちエコ診断は50分前後で実施するものと明記して、これを遵守していただいている。これに加えて、試行として30分診断を実施いただいている民間企業もある。これについては、募集の際にこの試行も実施していただく可能性があるとして募集した。

本藤委員：例えば、店頭で実施する場合、30分ではまだ難しく、20分でやればうまく回るなどの試行が店頭独自の判断で出来るのか、それとも、60分ないしは30分しか実施できないのか、どちらなのか伺いたい。個人的には、普及のためには試した方がいいと思う。

増田課長補佐：民間事業者との調整であると考えられる。現在の研修では、60分を基本として、30分を試行いただく事業者に関しては、別途30分診断用の研修を実施している。

遠藤委員：資料4のスケジュールについて、ガイドラインの作成は9月案が作成され、翌年2月に完成となっている。これは、9月から2月の間に修正がかかるということか。もし、そうであれば、自治体や民間企業における翌年の予算取りのこともあるので、修正があれば可能な限り随時公表していただきたいと考える。

増田課長補佐：可能な限り、そのようにさせていただく。

下田委員長：本検討会はガイドラインの策定から決定の間に2回実施されるということか。

増田課長補佐：次回の検討会で提示させていただき、平成26年2月の検討会の場がガイドラインの策定の場となると考えている。

下田委員長：環境コンシェルジュから診断となって、診断というイメージが強くなっている。診断のソフトからいろんな対策が出てくるが、その対策をいかに解説できるか、このように実施して行けば無理のない実施が出来るとかの提案が重要であると考え。この点では、民間企業がかなり進んでいると思われることから、この3年間で民間企業に参画いただいた成果として、本来のうちエコ診断にフィードバックできるような成果をとりまとめていただきたい。

また、診断に関わる様々なルールづくりや診断のシステムに関しては、なかなか成功していて、リスクの対処に関しても議論が進んでいる。色々なことを同時に進められていて、残された時間も多くはないが、残された時間を有効に使って、システムに魅力を付けていくというところに重点を置いていただきたい。

以上